２　中小企業支援事業広報用文案

|  |
| --- |
| 　業務改善助成金のご案内**事業場内最低賃金を30円以上引上げ、生産性向上のための設備投資などを行った場合、その設備投資などの費用の一部を助成します。****助成対象の事業場は、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間額・時間換算額）が952円から1,034円未満の中小企業・小規模事業者です。****助成率については、事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場は5分の4、事業場内最低賃金が1,000円以上の事業場は4分の3です（引上げ額のコース区分により助成額に上限があります）。****詳細については、熊本労働局ホームページの業務改善助成金専用ページをご覧ください。****【お問い合わせ先】****一般的なご相談：業務改善助成金コールセンター　　TEL：0120-366-440****具体的なご相談：熊本働き方改革推進支援センター　TEL：0120-041-124****【申請先】****熊本労働局雇用環境・均等室　業務改善助成金担当****〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階**熊本働き方改革推進支援センターのご案内**熊本働き方改革推進支援センターでは、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など「働き方改革」に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援しています。「業務改善助成金」に関する各種お問い合わせ、申請支援等にも対応しております。****熊本働き方改革推進支援センター****〒860-0041 熊本市中央区細工町4-30-1 扇寿ビル5階　TEL：0120-041-124** |